

## 講演「憲法9条の思想水脈とその行方」

山室信一さん（京都大学人文科学研究所教授）

### はじめに―体験のリアリティをもつ憲法9条

「憲法9条の思想水脈」という本を書きましたが、憲法9条は、いま何が重要なのか。

人類は、数千年の歴史を持ち、世界の何十億人といわれる人の一員として、私たちは、生かされています。

憲法は、60年続いています。戦争放棄を定めた人類史的意義をもつ憲法が支持され続けたのは、日本の被爆体験や引き揚げをふくめた植民地体験、そして悲惨な銃後の体験があったからであり、その記憶が支えになっています。

しかし、私たちは戦争を知りません。戦争体験がないからといって、それが選択基準にはなりません。戦後60年の人間社会は、モルモットのように実験ができません。他の時代の体験を持たない世代が、ことばと思想から理解し、選択したり、学ぶことができるのが人類の特権です。

### I 「思想の種子」を受け継いで

『憲法9条の思想水脈』では、平和の思想はヨーロッパのサン・ピエールやルソーなどの話からはじまりますが、日本では明治以降に受け継がれます。

日本では、1615年の元和偃武（げんなえんぶ）以来、明治時代まで戦争がなかった社会でした。アメリカと比較しても、「刀狩り」以降、人々が自ら武器を持つとしなかった、まれな社会でした。

たとえば、儒教においては、「兵は凶器なり」と「兵隊は狂った器である」と考え、同時に「兵は財政を損なう」、これはやめなければいけないと一貫して考えてきました。しかし、それができなかったのも事実でした。

#### 1. 横井 小楠 [よこい・しょうなん] (1809~1869)

#### ■横井小楠から勝海舟・坂本龍馬へと受け継がれ「五箇条の御誓文」に

横井小楠は、「天下一統、人心洗濯、希うところなり」といって、幕末の改革をした人で、横井小楠の影響は、坂本龍馬や「五箇条の御誓文」を書いた由利公正などに、大きな影響を与えました。日本の明



治維新における、「万機公論に決すべし」という民主主義的発想というのは、横井小楠の影響であったわけですが。

勝海舟は、横井小楠を評して「私は、世の中に恐ろしい者を二人見た」、一人は横井小楠であり、もう一人は西郷隆盛であるとして、もし、横井小楠の思想を西郷隆盛が実行したなら、日本は、世界にまれとなるすばらしい国となるだろうと、いっています。

横井小楠の思想を受け継ぎ、坂本龍馬は、有名な言葉ですが「日本を今一度せんたくいたし申候」といいました。この『せんたく』というのは、ご存じのように、先頃発足しました東国原知事らが中心の『せんたく』というグループのネーミングのもとになっているようです。そういった意味でも、現在も思想的な水脈としてつながっています。ただ、あのグループは、何をやるのかはわかりませんが、そういうことです。

#### ■日本は「世界の世話やき」になって、戦争をやめさせよう

小楠の思想は、当時は、受けいれられなかったわけですが、非戦論をとらえ、「苟くも我を用うる者あらば、吾まさに使命を奉じ、先ず米國を説き一和協同して然る後に各國を説き、遂に四海（世界）の戦争を止めん」と説いています。

小楠は、日本人は「世界の世話やき」にならなければならない。そのために、まずアメリカを説き、その戦争をやめさせるんだといっています。

去年、朝日新聞が、憲法記念日に「提言 日本の新戦略 社説21」(2007年5月3日)〈憲法60年。私たちはこう考えます〉の特集で、日本が『世界のための「世話役」になる』ことを提唱しました。それを書いた若宮啓文氏(朝日新聞本社コラムニスト・前論説主幹)は、小楠のことは知らなかったようでした。

『世界のための「世話役」になる』というのは、朝日新聞が考えたことですが、すでに、小楠は150年以前に考えていました。

小楠の後妻は、徳富蘇峰・蘆花の姉にあたり、「思想の種子」ということば自体は、今できなくても自分が「思想の種子」をまいておく。そうすれば、必ずや誰かが受け継いでくれると、中江兆民が考え、使ったのですが、それを小楠が実行しました。そして、後で話す人たちは、小楠の縁戚関係や思想関係にあった人です。

・「天下一統、人心洗濯、希うところなり」(小楠)  
→「日本を今一度せんたくいたし申候」(坂本龍馬)

・小楠の非戦論—「苟くも我を用うる者あらば、吾まさに使命を奉じ、先ず米國を説き一和協同して然る後に各國を説き、遂に四海の戦争を止めん」(横井時雄編)

## 2. 徳富 蘆花[とくとみ・ろか](1868~1927)

徳富蘆花は、新派の「女系図」という演劇で有名ですが、明治・大正時代に大きな影響をもった文学者であり、同時に思想家でもありました。

『日露戦争の世紀』(岩波新書)に引用しましたが、日露戦争は、有色人種が白色人種に勝ったことから、アフリカやアジアの独立運動、さらに、アメリカの黒人の公民権運動にも影響を与えました。

### ■蘆花、日露戦争通じ、トルストイに心酔し、非戦論へ

しかし、小楠の影響を直接受けた蘆花は、必ずしも、それを喜びませんでした。

日露戦争が終わった1906年に「勝利の悲哀」という論文を書き、「戦争に勝つことは喜びでない。」「戦争に勝つことは、悲哀なんだ」と訴えました。力によって勝つことが、果たして本当に人類にとって幸せになるだろうか。日本が戦争に勝った今こそ、その意味に目覚めなければ、次々と戦争を生み出していこうと、警告を発しました。

日露戦争中にも、幸徳秋水、内村鑑三の非戦論が大きな力を持ち、その非戦論は、ロシアにおける社会主義との連帯につながり、さらに、トルストイか

らの直接的な文書の交換などによる思想の連鎖も起こりました。

トルストイの「戦争と平和」に描かれた非戦論は、日本の大正・昭和を通じて大きな影響を与えました。

日露戦争後に非戦論の影響を受けた蘆花は、トルストイへの心酔を表明するために、『順礼紀行』というトルストイに出会う巡礼に旅立ちます。そして、トルストイのいう農業こそが、人類にとって害を及ぼさない、平和にとって最も重要であるものだという思想に影響を受け、日本へ帰って、自分で農業をやりながら、文筆活動をしていきます。それは同時に、日本の農本主義の中の大きな流れになります。

トルストイの影響を受けた武者小路実篤の「新しい村」や平和と環境という問題は、後の田中正造にも影響を与えました。

1911年の大逆事件では、幸徳秋水ら24名が死刑という判決を受け、半数の12名が処刑されます。大逆事件により、社会主義は、冬の時代に入り、第一次大戦後まで社会主義思想は弾圧されていくこととなります。

蘆花は、大逆事件の判決に対し、第一高等学校で「謀叛論」という講演をし、「社会を変えるのは謀反なのだ」と主張します。明治天皇が、幸徳秋水ら24名に対し死刑を命じたうえで、その半数を恩赦にしたことが、あたかも明治天皇の慈悲心であるように宣伝されているが、もし、25名が死刑囚であれば、「明治天皇は、12.5人を処刑するのか」と人間の命を算数の割り算で処理するということに対する強烈な皮肉な講演をします。

蘆花は、1918年11月17日に第一次大戦が終わり、「キリストは生き、トルストイは死んだ」「私言わずに誰が私の言うことを言おうか」と考え、1919年4月に、再び平和の巡礼に旅立ちます。

ちょうどエルサレムは、第一次大戦の密約により、現在のような泥沼の戦争に入っていく発端の時期になるわけですが、蘆花は、エルサレムからヴェルサイユ会議に宛てて「所望」という文面を送付しています。ここでも、軍備の全廃と女性の政治参加、そして植民地の放棄を訴えています。その訴えは、時代としては不思議な主張ではありませんでした。女性の参政権も、1918年にはイギリスなどでも認められ、20年にはアメリカも認めてました。しかし、日本にひるがえって言えば、大変に勇気ある主張でした。

当時、日本においては、女性は、治安警察法の第5条により、女性は政治的な会合にいっさい出てはいけない、結社もつくってはいけない、政治的な投票権等も、いっさいありませんでした。

日本の女性にとっては、まず自分たちが会合に出るという自由を獲得することが、当時の最大の政治的な課題でした。市川房枝さん等をはじめとした婦人参政協会などの主張は、まず自分たちが集会・結社に出ることを認めてくださいということでした。しかし、これさえも、戦後までは認められませんでした。

### 3. 矢島 揖子 [やじま・かじこ] (1833~1925)

#### ■89歳で渡米し、女性の解放、平和運動を訴える

そうした中で、徳富蘇峰の姻戚関係にあたる矢島揖子という女性がいました。

矢島は、40歳を過ぎて、はじめて教員になることを志し、勉強をはじめ、集会・結社の禁止のもとで、1886年に、40数名で日本最初の基督教婦人矯風会を創設し、売春・飲酒などを改めるという活動と同時に平和運動にも入っていきました。そして、1889年、新栄・桜井女学校を合併して女子学院の院長となります。

矢島は、1921年、89~90歳の頃に、ワシントン軍縮会議に、「東洋の平和は、女性が守らなければならない」ことを訴えるために、日本の婦人の18団体、1万人の署名をもって参加します。

当時は、船便で渡米するためには1ヶ月以上かかった時代でした。彼女がおばにあたる蘇峰は、「そんな歳で、アメリカまで行って活動するのは辞めなさい。死んだらどうするのですか」といいましたが、矢島は「天国へは、日本からも、アメリカからも同じ距離なんだから、どこで死のうと同じ」と、平然と笑ったというんです。矢島は、92歳で亡くなる日まで、平和宣言のための文書を書いていました。

### 4. 久布白 落実 [くぶしろ・おちみ] (1882~1972)

矢島揖子の影響を受けた人に、久布白落実がいます。母は、蘇峰・蘆花の姉です。

落実という名前は、父が、これ以上器量の悪い子はいない、これ以上落ちることはないだろうと、愛情の裏返しなのですが名付けられたといわれています。

久布白は、矢島の女子学院に学びますが、矢島もまた、久布白を「この子は器量が悪いから、長持ちするだろう」といいます。要するに、器量のいい子は他にすることもあるが、器量が悪いから長続きし、一生、平和運動を続けるだろうと、思ったのでした。

#### ■廃娼運動からはじまり、女性の参政権運動が平和運動と一体化

久布白は、父母がキリスト教に帰依し、ハワイとサンフランシスコに布教のために渡米するのを助けるために渡米し、矢島が滞米した時には、翻訳や通訳をして、その活動を支援しました。

久布白は、サンフランシスコで、大震災に出会い、日本から出稼ぎに来ていた娼婦の悲惨な境遇にショックを受け、日本に帰り廃娼運動をやらなければという思いで帰国します。

世界的な女性の平和運動が起こったのは、第一次世界大戦でアメリカのジェーン・アダムスを中心に女性平和党ができ、世界的にひろがっていきました。

ジェーン・アダムスたちは、「女性は生存のためにうまれてきた。子孫の保存は女性こそが担う」。つまり、女性は、自分の生存だけではなく、子孫を残し、安寧な生活を与えるために生まれてきた天性をもっている。だから、女性こそが平和運動の担い手にならなくてはならないというわけです。

ヨーロッパであった婦人参政権の会議で、ドイツ人の女性が「もし、自分たちが参政権を持っていたら、悲惨な戦争は起きなかっただろうし、起こさないようにしたであろう」と発言します。この会議に出席していたガントレット・恒子が日本に帰り、久布白に、平和運動と女性参政権運動がぴったりとひとつになっていることを伝えることによって、日本の女性参政権運動と平和運動とが婦人においてひとつになっていったわけです。

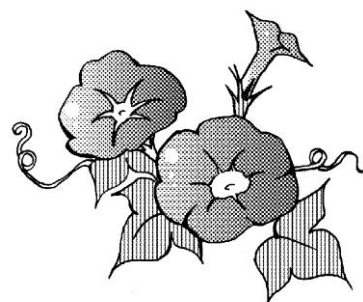
婦人矯風会も、それまでの廃娼運動から1920年には、「世界の平和」を目標に掲げ、運動をしています。同時に、平和運動と参政権運動とが一体となって、1920年には、日本婦人参政権協会が結成されます。市川房枝さんらにより、その後の運動につながっていきます。

そして、1945年12月の選挙法の改正により、女性に参政権が与えられ、その翌年の1946年の4月の選挙では、日本ではじめて39名の女性議員が生まれることとなります。そして、その婦人たちが、日本国憲法の制定議会に入っていく、たとえば、ベアテ・シロタが書いた憲法24条・25条に関する男女平等、生存権の主張をしていきます。

婦人参政権が与えられたのは、確かにマッカーサーの指令ですが、1910年の婦人矯風会の運動によって、女性の政治参加の運動が延々と続けられたことが、結実していったのです。

戦後、久布白は、平塚らいてう等と「ベトナム話し合いの会」の呼びかけ人として在日アメリカ兵などへ反戦カードなどを送る運動や再軍備反対の署名運動をすすめます。晩年80歳を超えても、ベトナム反戦運動の国会前では、一番大きな声を出したそうです。その時には、ガントレット・恒子のように、自分たちは、戦前までは平和運動をすすめてきたが、1930年代から、自分たちが平和に対する声を上げなかったことが、忸怩たる思いがした。だからこそ戦後は、決して曲げてはならないと、活動をすすめていったのです。

横井小楠からはじまり、その周辺にいた人が、とりわけ、女性の参政権運動、婦人の平和運動にどういう風につながっていったのか、のべました。



## II 憲法9条の戦後一歴史認識問題と憲法問題

### ■憲法9条の付与と象徴天皇制の護持

いま、憲法9条の戦後、現代というものを考えざるをえません。それは、私たちが、これからいろんなかたちで物事を判断していくことの基準となるからです。

日本国憲法は、基本的人権、平和主義、議会主義、民主主義であると、習ってきました。

しかし、実際の日本国憲法の持つものを考えると、①象徴天皇制、②憲法9条、平和主義、③米国の基地化という、三つのものが合体しています。三つ合体していますが、それぞれがどういうつながりをもっているか、常に問題になってきます。

マッカーサーが憲法に9条そのものを入れた背景には、天皇の存在が100万人の軍隊に相当するからでした。憲法では、戦争反対規定により、日本の軍隊の武装解除をすることに大きな力点がありました。しかし、同時に軍隊を排除すれば、日本人は大きく反撥するだろうと考えて、その代わりに東京裁判では、天皇を免責しました。天皇を免責するために、逆にいうと、憲法9条をおくという意味あいもありました。

つまり、当時の議会では、憲法9条というのは「天皇制を守るための避雷針」といういい方もされていました。決して憲法9条だけが突出していたのではなく、あくまでも、象徴天皇制を護持するという意味あいをもつものでした。

#### 1. 二つの戦争の戦後処理 —アジアへの視点の欠落

そこで問題となるのは、現代の憲法も、二つの戦争の戦後処理という意味をもっていることです。その二つの戦争とは何かということです。

一つは、アメリカやイギリス、オランダ等による植民地間の戦争、植民地を奪い合うための戦争です。

もう一つは、朝鮮や中国等に入っていた植民地戦争としての性格を持っていました。

ところが、その後の戦後処理は、東京裁判からはじまって、憲法制定、サンフランシスコ講和条約と一貫していたのは、見事なまでに、アジアへの視点の欠落でした。

一貫してあったのは、アメリカ・イギリスとの帝国主義間における戦争への戦後処理だったのでした。それが、憲法であり、東京裁判であり、講和条約でした。このサンフランシスコ講和条約には、中国や朝鮮の代表は、いっさいよばれていません。

#### ■「日米和解の物語」における アメリカの論理と日本の論理

その中で、「日米和解の物語」をつくるための一つの素材を提供したのが、憲法9条であったという側

面も忘れてはなりません。

憲法9条のマイナス面をいうのは、不謹慎と思われかもしれませんが、逆に、憲法9条が持っているいい側面だけを見て、だから、守らなければならないというのは、それこそ、日本人の身勝手だといわなければなりません。後でのべますが、本当に憲法9条を守っていこうとするなら、アジアとの対話なしに不可能です。これを怠ってきたことがあると思います。

アメリカにとっては、原爆の力を借りたものの、終戦を導いたことによって、死に直面していた日本国民を救い出し、改心させることができた。そして、憲法により、普遍的な価値を持つ自由と民主主義を根付かせることができた。アメリカでは、この論理が勝つわけです。

つまり、憲法9条を持つ平和憲法を与えることにより、自分たちは原爆は落としたけれども、それは日本人のためになった、という「物語」ができたわけです。

他方、日本では、アメリカの力を認めた昭和天皇の戦争終結の「聖断」により、国民は窮地から免れることができた。さらに、明治天皇が残した明治憲法を改正し、憲法9条をふくむ日本国憲法をつくったことにより、国民を窮地から救った。そして、新たな民主化と経済繁栄の道を歩んでいくことができた、というわけです。

この「日米和解物語」により、アメリカは、戦争遂行の道義性を確信させ、原爆投下を忘れることができます。そして、日本は、天皇の意に反した軍部に責任があったのだ、ということにより、天皇の戦争責任を意識から追い出すことができます。

東京裁判では、天皇を訴追せず、免責し、東京裁判にかけずに、あくまでも、軍部の東条英機らをはじめとする14人のA級戦犯がやったことだ、という論理が立ったわけです。

そして、不思議・巧妙といえますか、近年発表されています天皇の側近の告白録・日記は、ほとんど判で押したように、同じパターンを持っています。

つまり、「昭和天皇は、A級戦犯を嫌って靖国神社の合祀に反対したんだ、だから自ら靖国神社の合祀をとりやめたんだ」という一連の報道がずっとされています。おそらく、それに反する事実があっても出てきません。そういう報道により、「日米和解物語」が再生産され、何度も繰り返されることにより、国民の中にすりこまれていきます。

そうした大きな歴史の文脈のなかで、戦前を振り返って考えることが必要ではないかと思えます。とりわけ、最近の報道を見てみると、その感を強くしています。

#### ■アメリカのアジア戦略による分業 —日本に「肩代わり」し、韓国では徴兵制

さらに、9条が重要なのは、アメリカのアジア戦略の分業関係の中に立っていることです。つまり、日本は、朝鮮戦争では、兵站基地として軍事製品を

作り、戦争のためにものを運びました。そして、韓国を基地にし、周辺に戦闘基地を置きました。台湾もそうだったし、役割分担をしたわけです。

これも、大変に耳の痛い話ですが、韓国で9条の話をしたとき、そこにいた徴兵の年齢に入る前の大学生に「あなたは、日本の若者が戦争にいかないで済むのは憲法9条だというけれど、その日本人の権利を保障しているのは、実は、韓国の徴兵制だ」といわれました。日本はそのことを忘れないでほしい、といいます。

私たちは、9条を考えると、議論が欠けていたのではないのでしょうか。それは、単に韓国と日本の問題ではありません。日本と台湾との問題でもあるのです。憲法9条を考えると、自分の国の平和を守るために、どういう関係でアジアを整理したのかを考える必要があります。

## 2. 沖縄と憲法・歴史問題

日本国内でも、同じことがありました。それが、沖縄です。

沖縄は、全国の人口1%、都道府県の面積比率でいうと、0.6%でしかありません。にも拘わらず、在日米軍への基地の75%を沖縄に負担させています（在日米軍の基地および関連施設は、28都道府県に所在）。つまり、日本国内が、平和であると思えるのは、在日米軍への基地を周辺の国に押しつけ、沖縄に押しつけているからです。

同時に、マッカーサーは、アメリカの統治権下、施政権下にあった沖縄は、憲法9条をつくる時に、基地にしておけば大丈夫だという意思をもっていたといいます。憲法9条と沖縄の基地化はセットになっていました。

沖縄の人たちは、「本土復帰」を求めたのではなく、「平和憲法への復帰」、すなわち憲法にもとづく「非武装の復帰」を求めたのでした。ところが、むしろ逆でした。本土復帰後は、どんどん負担は重くなっており、本土なみの基地というものにもなっていません。むしろ逆の方向で、いま動いています。

### ■基地を押しつけられる沖縄が求めたのは、「本土復帰」でなく、憲法の「非武装復帰」

1945年3月に、施政権が沖縄に返還され、1945年12月には、婦人参政権が実施されましたが、沖縄では、二つの側面で問題がありました。

一つは、沖縄の人々の選挙権は、いっさい認められませんでした。また、憲法の審議すら入らせてもらえませんでした。

もう一つは、この段階で、旧植民地から日本へ強制帰国させられた中国・朝鮮人は、内地にいた人をふくめ、国籍はあったものの、公民権は停止されました。

講和条約までは、日本人だったのに、その後は権利なし。講和条約以降、現在までも、在日60万人

は、公民権を持っていません。

ところが、東京裁判では、多くの台湾人・朝鮮人が「かつて日本人だった」として、B・C級戦犯として裁判で裁かれました。しかも権利は「もはや、日本人でないから」と否定されました。植民地侵略戦争の戦後処理とはこういうことだったのです。

韓国のイ・ミョンバク大統領は、日本にきて、在日の人々に地方参政権をといいましたが、韓国においては、外国人居住者に参政権を与えています。日本は、果たして人権先進国といえるのでしょうか。

沖縄では、いうまでもなくアメリカ軍の世界的な戦略、再配置のための一環にあります。キャンプ座間には、ワシントン本部にあった米陸軍の第一司令部が2007年から移転していることから明らかです。日本は明らかに、アメリカの世界戦略の基地として機能しています。

同時に、韓国にはアメリカ軍が駐留しています。韓国における徴兵制、日本における権利という分業体制は、あくまでも、冷戦構造の中における分業体制でした。

ところが韓国では、この10年間の政権のもとで、反米意識が強くなり、アメリカ軍の縮小が強く要求されるようになります。そうなれば、当然、その肩代わりをどこかがしなければなりません。不安定な中東から朝鮮半島に至るところの要にあるのは、沖縄か、グアムなのです。一部はグアムに移されますが、結局、沖縄しかないということになります。

岩国の基地問題もふくめて、アメリカ軍の世界的な戦略の一環です。全てが、アメリカの配置のなかで、動いています。

### ■教科書問題の背景にあるもの

そのなかで、なぜ沖縄の教科書問題が重要になってくるのかといえば、「集団自決」というものがあり、それは、「軍の強制」であったと作成させたわけです。

そして、11万人の集会在開催され運動が高まり、文科大臣もそれを認め、再申請しましたが、「強制」と書かれなかったし、「日本軍」という主語はどこにもありませんでした。結果は、何も変わっていません。逆にあいまいにされています。

こうした運動に対して、たとえば産経新聞は、11万人が集まった集会を「あれは4万人だった」と書き、また、2月に起きた少女傷害事件に対しても、「知らない人についていってはいけない、基本的なしつけができていない女の子が悪い」と報道しました。しかも、問題なのは、沖縄の基地を問題にするのなら、「核配備を前提として、日本独自の本格的な軍備化を選択する以外にない」と、こういう論理になるわけです。

なぜ、沖縄を問題にすることがダメなのか、沖縄を問題にすれば、なぜ、必然的に核配備を前提とした論理になるのか、論理の説明もなく、飛躍だけなのです。



私は、「集団自決」ということばは、おかしいんだということをおくめ、京都新聞の『現代のことば』(07年11月28日・夕刊)に書いたところ、インターネット上に「京大から追い出せ」と、いっぱい入りました。論理でない力が働いて、みんな黙ってしまう。もともとは、情報を共有するツールであったインターネットがバッシングのツールになっているのです。

### ■司馬遼太郎が体験した軍隊の本質

そこで、沖縄戦における「集団自決」の本質は何かということですが、これは『憲法9条の思想水脈』57～58頁に書いていますが、軍隊が存在し活動するときに、何のためにたたかうのか、それは、軍隊は、軍隊のためにたたかうということです。

私は、たまたま司馬遼太郎さんとの関係で賞をいただきました。司馬さんは、日露戦争の『坂の上の雲』をかいています。

司馬さんがこの戦争を書こうと思ったのは、司馬さんは栃木県佐野で22歳の時、終戦を迎えます。このときの体験からでした。それは、『街道をゆく 6 沖縄・先島への道(那覇・糸満)』で書かれています。

敵の上陸にともない、人々が北上してくる。司馬さんの連隊が、目的地に急行すべくばく進してくれば避難の人々はどうなるのか？当時の道路はほとんど非舗装で、二車線がせいっぱいの路幅だった。そういう司馬さんの質問に対し、大本営から来た人は、『轢っ殺(ひっころ)して行け』といました。

(本文から)

「このときの私の驚きとおびえと絶望感とそれに何もかもやめなくなるようなばからしさが、その後の自分自身の日常性まで変えてしまった。軍隊は住民を守るためにあるのではないか。

しかし、その後、自分の考えが誤りであることに気づいた。軍隊というものは本来、つまり本質としても機能としても、自国の住民を守るものではない、ということである。軍隊は軍隊そのものを守る。この軍隊の本質と摂理というのは、古今東西の軍隊を通じ、ほとんど稀有の例外をのぞいてはすべての軍隊に通じるように思える。」

(中略)

「さらに、軍隊行動(作戦行動)の相手は単一である。敵の軍隊でしかない。(中略)敵軍隊に勝とうという以外にない。それ以外に軍隊の機動性もなく、さらにはそれ以外の思考法もあるべきはずがない」(司馬遼太郎『街道をゆく 6 沖縄・先島への道(那覇・糸満)』から)

と、書いています。

つまり、軍隊は戦争になれば、敵に勝つことが最大限の課題です。だから、住民が避難してきたら、「轢っ殺せ！」といわざるをえないわけです。それが軍隊の本質です。

だから、「常軌兵である軍隊は持つべきでない」というのが、カントの論理です。

### ■画一ではなく異なる意見があれば、「集団自決」は防げた

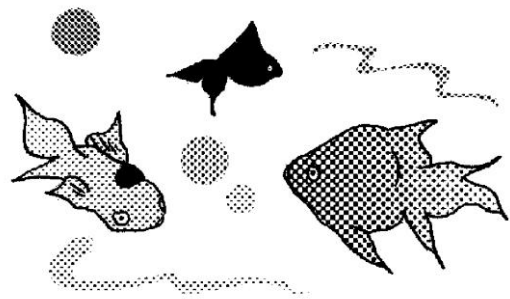
沖縄戦では、「軍官民共生共死」といって、一体で死んだり生きたりすることを強制していたわけです。保護された場合には、スパイとして殺されたりしました。いっさい降伏することも許されませんでした。

しかし、『現代のことば』(前出)にも書きましたが、ハワイなどに出稼ぎに行っていて帰ってきたおじいさんたちが、アメリカ軍は、そういうことをしない、降伏した人を助ける、といったのです。異なる意見を持つ人が集団の中にあれば、事態は解決するのです。ところが、同じ発想を持った人だけであれば、できないのです。

学校教育を受けていなかったおじいさんたちも、沖縄では、自決をすることは最も恥ずべきことだといわれて、お墓に入れてもらえないことになっているから、自分はしないと、主張しました。その人々のところは助かったわけです。

これは、ある画一的な見方だけで教育することの恐ろしさであり、逆にいえば、画一的な見方をするための教科書検定であるということです。

教科書を無視するわけではありませんが、教科書以外のものの見方を教えることこそが、実は、本来の教育ではないのかと思います。基準にあわないものは、排除するような教育を、なぜ今しなければならないのか、疑問に思います。



### Ⅲ. 憲法9条の現在、そして明日へ

さて、憲法9条の現在、そして明日へということです。

この間、イージス艦、守屋次官をおくめ、さまざまな問題が起こっています。やはり、歴史的な問題から考えることが必要です。

#### 1. 文民統制と文官統制 防衛庁から防衛省へ

憲法66条第2項では、「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない」と、統帥権の独立をうたい、いわゆる文民統制の条項が入っています。憲法上からいえば、憲法9条でいっさいの軍備を持っていないし、その役職に武官(軍人)がいるわけがないのに、あえて「文民でなければならない」となっています。

それは、憲法の起草過程で、中国やオーストラリアが要求し、この条項を入れて、軍人が入らないように主張したことによるものです。

統帥権とは、軍隊の行動など軍隊の問題は、あくまでも天皇に申し上げるもので、いっさい政治家が介入してはならない、という論理でした。

その背景には、「陸海軍大臣現役武官制」という規定があって、陸・海軍大臣はじめ陸・海軍次官は、全て現役の軍人でなければならないというもので、明治憲法にもない規定を押し込んできました。もし、軍隊の意にそわない軍縮をすれば、「大臣を出さない」とし、内閣をつぶすわけです。こうしたことが何度も起きました。日本が戦争に入り込んでいった要因がここにあります。このような反省から国会で内閣による統制をすべきだ、となってきたわけです。

ところが奇妙なことが今の日本で起こっています。

文民統制の「文民」というのは、憲法上の今の解釈では、「現役の軍人でなければいい」ということで、この前の参院選では、サマワ先遣隊の隊長だった人物が参議院議員になりました。自衛隊をやめれば、政治家にも、大臣にもなれることになっています。

文民統制とは、軍隊を国会や内閣が統制するものですが、「防衛省の中の現役組の自衛官を、文官が統制すればよい」という、「文官統制」となっています。

自衛隊という26万人を擁する日本最大の省庁のなかで、内部で統制するというのですが、実際に、指揮系統がどこにあるのか、どこから指令がくるのかわからない。イージス艦の事故でも明らかです。

石破防衛大臣は、それを改めるといって、統幕長を集め「自衛官が積極的に政治家に指示をし、助言をしてくれることが最大の責務」といっています。現役の自衛官が政治家にアドバイスするなどありえないことです。

そして、なぜ、防衛庁から防衛省になることが重要かという、これまで「庁」のときは、長官であったため、閣議に出られず、財政に口出できなかった。今度は大臣として出席することができ、議論ができる。こうしたことが、現在でも「省」に変わったことで起こっています。「文民統制」がなされていると思いがちですが、「文民統制」などありません。

## 2. イラク派遣差し止め訴訟―違憲判決への対応「三権分立の精神とは」

「文民統制」などないことを如実に示したのが、4月17日のイラク派兵の差し止め訴訟の名古屋高裁判決でした。しかし、この判決に、翌18日の会見では航空自衛隊幕僚長が隊員の心境を代弁するとして「そんなの関係ねえ」と発言しました。

違憲訴訟というのは、行政府が行ったことに対し、裁判所が違法、違憲という判決を行ったとき、行政府は答える義務を持っています。ところが、自衛隊の幹部をはじめ、福田首相、石破防衛相、町村官房長官は、「傍論」という意に介さない発言をしています。これでは、三権分立をとっている意味がありま

せん。憲法をふくめ「底抜け状態」が起こっている危惧すべき状況となっています。

判決の重要な骨子となったのは、町村官房長官は、「民間の航空機も行っている。戦闘地域ではない」といはっていましたが、バグダッドは「戦闘地域」と認めたことです。

2004年2月5日には、バグダッドの空港が迫撃砲で攻撃され米兵が二人死傷しています。その空港の物資の集積場所には、自衛隊のC130の輸送機がいます。空港が攻撃を受けた際に、輸送支援を迫られた当時の小泉首相は「バグダッドに飛ばさない方法があるのか、無ければ飛ばさなければいいだろう」と戦闘地域であることをわかっていたのです。

戦争がすでに始まっていれば、非戦闘地域や後方地域など無くなるのはわかりきったことです。9条に違反しないために、あえて、非戦闘地域や後方地域をつくっていたのです。

戦争とは、法律の解釈によれば、その対象は国家か、それに近い団体であるというのですが、テロに対する戦争といいながら、そんな国家や団体は今イラクにありません。名古屋の高裁判決は、長沼ナイキ訴訟以来の35年ぶりに画期的な判決となりました。とりわけ、平和生存権を認めたことは画期的なものです。

### ■超党派で恒久法を狙う

このような判決が出れば、違う流れが出ることを懸念していましたが、「新世紀の安全保障体制を確立する若手議員の会」が、また動き出しました。

自民・公明・民主の超党派110名の若手議員の会で、自民党は元防衛庁長官・中谷元が世話役、民主は前原誠司です。この会は、2001年のテロ特措法の審議中に生まれ、2003年の集団的自衛権の見直しや、その後、憲法調査会、国民投票法案でも、動きを見せています。

この会は、「いずれの政党でいかなる政権ができようとも、実行していく共通の基盤を作る」、すなわち、「自衛隊を随時派遣できるようにする一般法（＝恒久法）の制定をめざす」としています。恒久法にすれば、特措法で毎回問題にしないでいいし、これまでのようにアフガンでの石油の報告もいらない、文民統制も働かない、国連の承認・不承認も必要でなくなります。軍備によって平和的生存権が守る手段になるのかということが問題となってきます。



### 3. 戦後60年国会決議

政府は、「あらゆる戦争の回避、世界連邦実現への道の探求など、持続可能な人類共生の未来を切り開くための努力をすべきである」とする世界連邦実現への国会決議にもとづき、努力していることになっています。

これも、小野梓からはじまり、日本の「思想水脈」の一環として受け継がれ、戦後は京都府がその役割を果たし、綾部市でも決議されてきました。

しかし、努力義務をうたっているだけになっています。

### 4. 憲法9条を生かすために 一不戦共同体としての東アジア共同体

憲法9条の実現には、韓国・朝鮮など周辺諸国との不戦共同体としての東アジア共同体をつくらねば、不可能です。逆に不戦共同体がすすめば、軍事行動を押さえることは可能となります。

日本は、戦後の外交の三本柱として、「国連中心主義」・「対米協調」・「アジア重視」をとってきましたが、一貫しているのは、「対米協調」という対米従属です。しかも、集団的自衛権を認め、海外派兵を円滑に遂行をすることが要求されています。

そのためには、「国連中心主義」の検討が必要ですが、「国連中心主義」であっても、「国連至上主義」はダメといわねばなりません。国連は完全ではないからです。国連憲章は、1945年の戦争中にできたもので、戦争に対する連合軍の方針となったものです。

日本国憲法は、国連憲章がつけられた1年後に、広島・長崎の30数万人の犠牲の上に、アジアにおける平和的生存権を見越してつくられています。

国連憲章においては、いっさいの武力の行使・威嚇を禁じているとともに、個別の自衛権と平和自衛権は、臨時的・緊急措置であるとしています。国連軍の常時存在は異常といわねばなりません。アフガンでも、永続的にやっつけていいとは想定していませんでした。

安保理事会の問題も理事国中心で、拒否権が発動されれば機能しないなど、21世紀は、日本の安保理事国に入るか、入らないかもふくめ検討すべき課題となっています。

憲法は、アジアの地域でどう守っていくのか。冷戦後も従軍慰安婦や沖縄問題など、戦後処理におけるアジアの処理問題を歴史認識の問題として、再び考えなければなりません。憲法9条を生かすためにも、不戦共同体としての東アジア共同体をつくる必要があります。

#### おわりに一「陳腐な言辞」と「自行化他」について

そこに書いたものは、兆民のことは、魯迅のことは、私の机の前に貼ってあるものです。最初にこ

とばを持つ人間の能力をいいましたが、ことばを介しておこなう思想や倫理の力を信じなければ、現実には打ちひしがれてしまいます。明日の自分は、今日の自分より惨めとなってしまいます。

足尾鉬毒事件をたたかった田中正造のことは、『思想水脈』(147頁)で書いていますが、無戦主義でした。ことばと理念でたたかう。なぜなら、人間は獣でない、力でもっておしつづすのではなく、ことばでたたかう、といました。

人間の歴史の世紀の幅で見ると、現実に関心であってはならないが、目の前のことだけにとらわれてもならないとおもいます。

日本国憲法は、明治憲法を改正し生まれました。明治憲法は、未来永劫、変わらないと思われていましたが、今の憲法に変わっています。しかも、明治憲法よりも長い期間の憲法として、存在しています。その憲法は、60年前には人類ではあり得ないといわれた完全非武装の条項を持ちました。

ある時、局面で思わぬところで歴史が展開することがあります。1989年のベルリンの壁がそうでした。逆に、今の状態が明日変わる危険もあります。

人類というのは、バトンタッチをしながら、数世紀かかって、ある希望を持って歩いてきています。魯迅がいうように、そこには「道がなかった」かもしれぬが、そこを「人々が歩いたから道ができた」のです。

「自行化他(じこうけた)」というのは、自分が行わなければ、他人は変わらない、変えることができないということです。

自分にできることをやって、自分が変わったことを人に見せることによって始めて、人は変わってくれるかも知れないということはあることです。

ある目標を持って、その目標の中を歩いて行けば、道ができるのではないか。『思想水脈』の中で、いいたたかったことでもあります。

たたかわないという選択をすることは、大変ひ弱に見えるかもしれませんが。たたかうことは、頼もしく、凛々しく見えるかも知れません。しかし、たたかわないというひ弱な選択もあります。たたかわないひ弱な選択もまた、人間の理性だと思えることがあります。そのことを述べて終わらせていただきます。(事務局・青地)

・「理論のままに消滅せしがゆえ、言辞としては極めて陳腐なるも、実行としては新鮮なり。それその実行としては新鮮なるものが、理論として陳腐なるは、果たして誰の罪なるか」(中江兆民『一年有半・附録』)

・「思うに、希望というものはあるものともいえないし、ないものともいえない。ちょうどそれは地上の道のようなものである。地上にもともと道はない。歩く人が多くなれば、それが道になるのである。」(魯迅『故郷』)

・自らおこなって初めて、他を変えることができる。(「自行化他」)